

国会で審議され質問主意書も提出 署名活動は一期を三カ月として展開中

常務理事・事務局長

柚原 ゆはら

正敬 まさたか



衆議院外務委員会で質問する
中津川議員（平成23年7月
27日）

中津川博郷議員により国会で初審議

一昨年十一月にスタートした戸籍問題の解決に向けた活動は、昨年七月二十七日、初めて国会で審議された。

この日、民主党の中津川博郷議員なかつがひろむねは所属する衆議院外務委員会きんぎょで戸籍問題を取り上げ、戸籍を管掌する法務省に改正を求めた。中津川議員といえは、国会議員の中でも台湾問題の第一人者と言われ、自負もしている台湾通だ。

中津川議員は質問の冒頭、台湾からの東日本大震災に対する義捐金ぎとんきんが百九十億円と世界の中でも突出していることを紹介、松本剛明まつもとたけあき・外務大臣（当時）に、日本政府は台湾が中華人民共和国の一部と承認していない見解に変更がないことを確認しつつ、戸籍問題について切り出した。

台湾出身者は戸籍における国籍欄や出生地欄で「中国」あ

るいは「中国台湾省」とされていて「非現実的な記載がされているのはおかしい」と指摘。また、外国人登録証明書の在留カード化では台湾出身者の表記を「中国」から「台湾」と認めるようになったことなどを例に、日本人が台湾の女性を妻にした場合など、国籍が「中国」にされている歪んだ現状を指摘、法務省に対して改正を求めた。

これに対して、小川敏夫・法務副大臣（現大臣）は「日本の国籍表示において台湾を認めるか否かは、台湾に対するわが国の立場を踏まえて慎重に検討する必要がある」と答弁。

すると中津川議員は即座に「国籍表示でなくてもいい。小川さん、もうちょっと勉強してくださいよ」と畳み掛け、「在留カードでは『国籍・地域』として台湾と表記するようになる。台湾は中国に一回でも税金を払ったこともなければ、その統治下に入ったこともない」と、在留カードの記載を戸籍

にも当てはめるよう迫った。しかし、小川副大臣は「在留カードでは、台湾は地域として記載することとなっている」と述べるにとどまった。

その後、中津川議員は「わが国は台湾軽視政策が続いている。安全保障上からも、台湾を重視した外交の展開を望みたい。日本と台湾は運命共同体だ」と述べ、現実に合った戸籍表記を求めて質問を終えた。

署名活動を展開

一方、この問題を広く知らしめるため、昨年七月二十五日から署名活動を展開し、七月二十七日からはインターネットによる「オンライン署名」も開始している。



靖国神社・九段坂で始めた戸籍署名（平成23年8月15日）



ほぼ満席となった戸籍シンポ（平成23年9月11日）

昨年おととしの本部による街頭署名は八月十五日と十月二十九日に行い、愛知県支部は七月二十四日、八月十五日、十月二十九日、十二月二十五日、熊本県支部は十一月十七日にそれぞれ行っている。今年に入ってから、本部は一月二十八日、愛知県支部は二月十九日に行っている。また、支部内で取りまとめる場所も少なくない。

ちなみに、法務省民事局の担当者に確認したところ、大臣宛に出した署名用紙や「改正要望書」は大臣に報告された後で担当の民事局に下り、内容は民事局長にも伝えるという。

そこで一期を三ヵ月とし、その都度、法務大臣宛に「改正要望書」を付し、署名いただいた用紙を送ることとしている。

一万五千六百四名が集まった第一期署名は、十一月十一日に平岡秀夫・法務大臣に「改正要望書」と一緒に送付し、また、一万一千五百名が集まった第二期は、ネット署名の取りまとめにかなり時間がかかったが、三月十六日に小川敏夫・法務大臣に「改正要望書」と一緒に送付している。

大江康弘議員が「質問主意書」を提出

おおよそ大江康弘・参院議員は（無所属）民主党時代に中津川衆院議員や長島昭久衆院議員らと「日本・台湾安保経済研究会」を設立、台湾問題に造詣が深い。この戸籍問題でも、昨年の八月九日に「質問主意書」を提出した。問題の本質がよくわ

かるかと思うので、左に全文を掲載したい。

〔現在、台湾人女性が日本人男性の妻となる場合、台湾出身者が日本に帰化する場合、又は台湾出身者が日本人の養子となる場合など、台湾出身者の身分に変動があった場合、戸籍における国籍や出生地は「中国」あるいは「中国台湾省」と表記される。〕

戸籍において、台湾出身者の国籍を「中国」と表記しているのは、実に今をさかのぼること四十七年も前の昭和三十九年六月十九日付で出された法務省民事局長による「中華民國の国籍の表示を「中国」と記載することについて」という通達が根拠になっていると思われる。

昭和三十九年といえば、東海道新幹線が開業し、東京オリムピックが開催された年で、日本が中華民国と国交を結んでいた時代である。しかしその後、日本は中華民国と断交して中国（中華人民共和国）と国交を結ぶなど、日本と台湾・中国との関係は大きく変わっている。

このような中、東京都は平成二十年五月、住民基本台帳の表記について昭和六十二年の通知が現状に即さず、正確ではないとの判断から、台湾からの転入・台湾への転出の際には「台湾」の表記を認めるという通知を出している。また、平成二十一年七月の法改正による外国人登録証明書の在留カード化措置において、台湾出身者の「国籍・地域」表記は「中

国」から「台湾」に改められることになる。

現実的にも、中国が台湾を統治したことは一度もない。また、日本政府は観光客に対するノービザや運転免許証について台湾とは相互承認を行い、中国とは行っていないなど、明確に台湾と中国とを区別している。さらに、台湾では天皇誕生日祝賀会が開催されたり叙勲を復活させたりするなど、中国とは状況が異なっている事例には事欠かない。

従って、五十年前とは様変わりしている事情や現実を踏まえ、戸籍における台湾出身者の国籍表記を早急に改めるべき状況にあると認識している。

そこで、以下の通り質問する。

一 戸籍において、台湾出身者の国籍や出生地を「中国」や「中国台湾省」と表記するのは、昭和三十九年六月十九日付で出された法務省民事局長による「中華民國の国籍の表示を「中国」と記載することについて」という通達が根拠になっていると思われるが、それで相違ないか。もし違うというのであれば、根拠となっている法律や通達などを明らかにされたい。

二 戸籍において、台湾出身者の国籍を「中国」と表記することは、現状に即し正確だと認識しているか、政府の認識を明らかにされたい。

三 在留カード化措置において、これまでの外国人登録証明

証書では「国籍」欄であったのを「国籍・地域」欄と改め、台湾出身者の「国籍・地域」表記は「中国」から「台湾」に改められることになる。この事例に鑑み、戸籍における台湾出身者の国籍表記に関しては今後どのように対応するのか、政府の方針を示されたい。

右質問する。）

八月十九日、菅直人総理から「答弁書」が返ってきた。やはり、台湾出身者の戸籍の国籍を「中国」としていたのは法務省民事局長の通達だった。

それはいいとして、二番目の質問に対し、台湾出身者の国籍を「中国」としていることは「我が国が国家として承認しているところの『中国』を指すものであり、このような取り扱いの問題があるとは考えていない」と答えている。

要するに、台湾出身者を中国籍としているのは間違っていないということだが、民事局長通達には、日本は中国を「国家承認」しているからなどという理由は入っていない。単に「中華民国は事実上台湾と中国本土とに分離している実情からして……中国本土及び台湾を区別することなくすべて『中国』と記載するのが適当と考えられます」とあるだけだ。

実は外登証問題の時も、管掌する法務省入国管理局は「問題ない」と言い張ってきた。要するに「問題ない」という結論に導く理屈はどうにでもつくということのようだ。

三番目の質問に対しては「台湾に関する我が国の立場等を踏まえ慎重に検討する必要があるものと考え」と述べている。要するに「慎重に検討する」というのは「改正や変更はしない」と同義の政治用語だろう。

菅直人総理からの「答弁書」は、東日本大震災への対応にも似て、誠意のかけらも感じられないものだった。

戸籍問題シンポを開催

昨年九月十一日には、東京都文京区内の文京区民センターにて、「日台シンポ『台湾出身者の戸籍を中国から台湾に改正しよう!!』」を開いた。岩手や広島などからも駆けつけ、七十名入る会場はほぼ満席となり、「日本文化チャネル桜」「自由時報」「台湾新聞」なども取材に訪れた。

まず、大江康弘議員からの祝辞を披露。続いて、私からこれまでの経過を報告するとともに問題点を指摘した。

その後、中津川博郷・衆議院議員、黄文雄・拓殖大学客員教授、梅原克彦・前仙台市長、林建良・メルマガ「台湾の声」編集長、猪鼻嘉行・公認会計士、出町淑貴・青森日台交流会事務局長、小磯明・東京都議会議員の順に、それぞれの立場から戸籍問題の解決に向けてお話しいただいた。最後に杉本拓朗・青年部長による決議文朗読と採択、そして黄文雄・本会副会長による閉会の挨拶で締めくくった。